

南部広域行政組合

令和6年

第2回議会（臨時会）

会議録

期	日	令和6年7月31日（水）
会	期	1日間
場	所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和6年 第2回 南部広域行政組合議会(臨時会)

招 集 年 月 日	令和6年7月31日(水)		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和6年7月31日(水) 15時30分	議 長	銘 苺 哲次
閉会の日時・宣告	令和6年7月31日(水) 15時42分	議 長	銘 苺 哲次
会 期	1日間		
会議録署名議員	5番 島袋裕介 7番 米増雄二		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出席議員[19名]			
1番 金城 敦	2番 長 嶺 安 浩	3番 瀬 長 宏	
4番 新 垣 繁 人	5番 島 袋 裕 介	6番 銘 苺 哲 次	
7番 米 増 雄 二	8番 新 垣 正 春	9番 新 垣 真 一	
10番 上 原 晃	11番 大 城 勇 太	12番 喜 納 昌 盛	
13番 伊 計 裕 子	14番 當 山 清 彦	15番 宮 平 喜 文	
16番 上 江 洲 智 章	17番 渡 口 良 徳	18番 金 城 盛 男	
19番 新 垣 博 正			
欠席議員[1名]			
20番 上 間 堅 治			
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理事長 古 謝 景 春	事務局長 仲 間 智 紀	総務課長 久 志 桂 子	
会計管理者 宮 里 紀 子	糸 豊 環 境 衛 生 課 長 喜 友 名 等	東 部 環 境 衛 生 課 長 安 里 勉	
島 尻 環 境 衛 生 課 長 島 袋 盛 一	新 戸 建 設 準 備 室 長 知 念 正 樹	研 究 所 長 大 城 讓 次	
研 究 所 主 任 指 導 主 事 新 垣 誠			
職務のため議場に出席した者の職・氏名			
係 長 玉 城 良 朗	係 長 新 垣 美 智 子	主 査 平 田 佐 智 子	
係 長 平 良 章 智	主 査 仲 本 振 一 郎	主 査 摩 文 仁 祐 樹	
主 査 上 原 敏 一	主 事 植 木 萌 瑛	係 長 崎 原 喬	
主 査 本 村 良 太	主 査 桑 江 陽 大	係 長 屋 嘉 一 輝	
係 長 平 田 義 久	主 査 大 嶺 正 志	主 任 上 間 公 太	
主 事 親 川 博 二			

議 事 日 程

1. 開会宣告

2. 議事日程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 理事長あいさつ

日程第 5 報告第 2号 令和5年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 6 議案第11号 工事請負契約の締結について

日程第 7 同意第 2号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について

日程第 8 同意第 3号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について

3. 閉会宣告

令和6年第2回南部広域行政組合議会（臨時会）
会 議 録

（開会：15時30分）

◎開会の宣告

○議長（銘苺哲次）

ただいまの出席議員は19名で、会議は成立いたします。
これより令和6年第2回南部広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1議席の指定

○議長（銘苺哲次）

議席の指定を行います。
議席は、会議規則第2条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（銘苺哲次）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において5番島袋裕介議員、7番米増雄二議員を指名します。

◎日程第3 会期の決定

○議長（銘苺哲次）

日程第3、会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。今回の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議はありますか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苺哲次）

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第4 理事長挨拶

○議長（銘苺哲次）

日程第4、理事長挨拶。
古謝景春理事長、よろしく申し上げます。

○理事長（古謝景春）

皆さん、こんにちは。
本日は、当組合の令和6年第2回南部広域行政組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方におかれましては御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。
さて、本日の議案でございますが、お手元の臨時会議事日程にありますように、令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告1件、工事請負契約の締結について1件、教育長及び教育委員の任命同意2件を提出しております。
各議案につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、慎重審議の上、議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

◎日程第5、報告第2号 令和5年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（銘苺哲次）

日程第5、報告第2号、令和5年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書の報告について議題といたします。

内容の説明をお願いします。

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

報告第2号、令和5年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和6年7月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

2ページ、令和5年度南部広域行政組合繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

一般会計。

3款1項、事業名ごみ処理施設整備事業、金額561万円、翌年度繰越額83万円。財源内訳、一般財源83万円。繰越事業内容は、広報紙「地域だより」の印刷製本業務です。

3款2項、事業名一般廃棄物最終処分場、金額1,018万3,000円、翌年度繰越額917万1,500円。財源内訳、一般財源917万1,500円。繰越事業内容は、候補地選定業務及び北側乗入整備工事です。

3款2項、事業名一般廃棄物最終処分場運営管理、金額6,428万3,000円、翌年度繰越額4,450万3,000円。財源内訳、一般財源4,450万3,000円。繰越事業内容は、浸出水処理施設計画修繕です。

一般会計合計、金額8,007万6,000円、翌年度繰越額5,450万4,500円。財源内訳、一般財源5,450万4,500円となっております。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

これで報告第2号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎日程第6、議案第11号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第6、議案第11号、工事請負契約の締結について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

議案第11号、工事請負契約の締結について。

令和6年度灰溶融処理施設酸素発生装置（2系）更新工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、令和6年度灰溶融処理施設酸素発生装置（2系）更新工事。

2、工事場所、沖縄県糸満市字束里74番地の1、糸豊環境美化センター。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約の金額、2億790万円（うち消費税及び地方消費税額1,890万円）

5、契約の相手方、株式会社川崎技研。福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号。

令和6年7月31日。南部広域行政組合理事長古謝景春。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第11号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

添付された資料は、説明はしないということですか。

今回は2億余りの事業なんですが、酸素の発生装置の、図面で言うと窒素と酸素の加圧した下での平衡吸着量が違うことを利用して、こういう吸着装置でもって窒素を取り除いて、酸素の濃度を高めて、そして、この酸素を利用して燃やすという方式だと思うんですが、普通、大体、高濃度の酸素が90%から93%とよく言われるんですが、どれぐらいに低下しているのか。

それと、今、この吸着装置だけじゃなくて酸素圧縮機、あるいは減圧ポンプ本体、空気ブロー本体、全て更新ということなんですが、吸着の機能が低下するのはあり得ると思うんですが、そ

ここまで全部変えないといけないという理由を説明していただきたいのと。

あと、今後、日程としては基幹改良を糸豊の施設は、もう26年、27年目に入るんで本格的な基幹改良が控えていて、今回であれば1か所の、言わば2つの灰溶融炉も1か所の酸素を送る装置を改修するんですが、さらに今後はもう一つの酸素の発生装置を更新するというのが当然出てくるんですが。

普通に考えたら、窒素の吸着率が低下してきた、それを更新するというので、もし可能であれば今回更新した部分をもう一つの炉につないでバイパスをして、もう、ここ1つで当然1炉運用というのが原則でやっていますので、2炉同時運用というのは普通やっていないと思うので、それぞれ炉が運用されているときには灰溶融炉にこの1系統の部分だけでバイパスをつないで酸素を送って、今後新たに2億余りの改修というのは避けることは無理なのか、その辺どうなんですか。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

まず、吸着塔につきまして、吸着剤のほうの劣化というのは吸着剤は窒素を吸着させて、それをポンプで引き抜く。吸着剤を通過させたものが酸素になるという構造ではあるんですが、この吸着剤についても12年経過しておりますので更新が必要ということと、あと、その他のブロー関係、ポンプ関係についても、機械設備については5年から10年程度と経年使用で劣化という判断になると思われま。

定期的に消耗品は交換していますが、10年以上たった設備については更新時期を迎えているということで更新は必要です。今回の更新は、10年以上でするので必要だと。

あと、吸着剤が1系、2系とあるということは御存じだと思うんですが、今回、2系を更新致します。1系をバイパスで両炉併用してできないかということに関しては、1炉につき1台の容量しかありませんので、バイパスをつないだとしても、1、2系を、それぞれの1、2の炉で使うことはできるんですが、1つの酸素発生装置で2つの炉を運転することは容量的に足りないの、不可能であります。以上です。

○議長（銘苅哲次）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

結局は、1つの炉を100トン100トンで稼働させているときに、その灰が出てきたらそれをさらに1,300度以上で燃やしてという話なんですが、それをどこから酸素を供給するのは何も問題なくて、能力があれば。要するに、1系統、2系統の分を1つで賄えるというのは普通、合理的に考えたらあり得ると思うんですが、それは容量が合わないというのは、だって100トンも出てきた灰を溶融するのに1系統使いますので、もう一つの100トンも灰が出てきたら、また次の溶融炉に燃やす酸素を送る。それは、要するに、時間的に別々の運用で同時並行で運用されたラインであれば、1つの設備で可能ではないかと、僕、聞いたんですが、容量の話がされるとちょっと違うと思うんですが。

○議長（銘苅哲次）

理事長。

○理事長（古謝景春）

瀬長さんのこの今の内容については、これは答弁で、私も、もともとエンジニアで技術屋ですから、仮に設置してそれぞれを上げて酸素を送り込めば可能だということも私も思っておりますが、それも含めて技術的にそれがいけるかどうかということも含めて検討をさせたいと思っております。

今、この焼却施設も含めて、このごみ問題も最終処分場もそうでありますけど、あまりにも金がかかり過ぎる。それまた専門的な、技術的なものがあってですね、一旦請負した業者がもう言いなりに、この予算を要求してそれをつけろというようなことが今起こっております。それを実際にしっかり、どれぐらいかかるのかということも全国的に把握をして、この予算を計上するようなことをやらなければいけないような状況が今続いております。

今言ってる内容につきましても、逆に酸素をもっと送り込んでやれば1つの機械でできるんじゃないかということも、私もそういうふうに思っております。それも含めて今後検討したいと思

います。

○議長（銘苺哲次）

ほか質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苺哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苺哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第 11 号 工事請負契約の締結について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苺哲次）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7、同意第 2 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苺哲次）

日程第 7、同意第 2 号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について議題といたします。

本件について提案の理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（仲間智紀）

同意第 2 号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について。

教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、同意を求めます。

氏名、金城郡浩。

南風原町教育長。

任期は令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。前教育長の残任期間となります。

令和 6 年 7 月 31 日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

諸見里勲教育長（前八重瀬町教育長）が令和 6 年 3 月 29 日付で辞職したことに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

略歴書につきましては、次のページのほうを御覧になってください。なお、本同意 2 号、そして次の同意 3 号の教育長、教育委員の任命に当たりましては、島尻市町村教育長会において議論され、審議をされて推薦をいただいております。

以上でございます。

○議長（銘苺哲次）

これで同意第 2 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3 番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

前日も提起したんですが、教育長であれば所信表明をするべき、させるべきじゃないかなと。

教育委員についてはいいんですが、もう 10 年前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律は改正されて、その運用については、特に文科省からはその教育長に対しての資質がきちんと備わっているのか、そういう意味で言うと、所信表明をしてもらって、そして質疑応答で確認をする、こういう取組をやるべきだと。

当然、これは法律には書いてないんですが、運用についてはそういう指針が国からも出てるので、豊見城は教育長の選任については所信表明を添付してもらって、その方がどういう教育行政をしようとしているのか確認をした上で承認という手続するんですが、今回、所信表明は要らな

いとしたことは根拠として何かあるんですか。

○議長（銘苅哲次）

事務局長。

○事務局長（仲間智紀）

瀬長議員の先ほどの御質問にお答えいたします。

これまでの教育長の任命の中では、こういった形はとっておりません。

これも、南部広域行政組合の教育長というのは、各市町村の教育長が教育長の輪番制でいろいろな業務執行をされているということで、私たちは島尻市町村教育長会において、向こうの教育長会からの推薦という形でやっております、今、市町村の教育委員会教育長には新たな人たちが入ってきますが、ここは教育長になれる皆さんの人選をしているというふうな形でございます。

○議長（銘苅哲次）

理事長。

○理事長（古謝景春）

おのおのの市町村においてはそういう形でやっておりますが、ここの広域行政の関係で、各市町村の教育長を含めての議論で、それでここに、こういう形で輪番制で上がってまいります。

そういった形で、その辺については教育長の皆さんが議論をして、そこにこの方がベストということで上げておりますので、そういったことが行われてないところでは、おのおのの市町村の内容とは全然違うということで、今そういう形で議会に提出書を出しております。

○議長（銘苅哲次）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

先ほどの提案の根拠としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて提案しておられる。この法律については、具体的に地方自治体と教育長含め、こういう関係団体の教育長についてもこれに準じて対応しなさいよと。ですから、市町村であれば、ある程度身近な方々に提案されてきて、資質的なことを見て把握できるんですが、こういう広範な地域から選任される、その自治体で教育長されてるということで一定の資質は持っていらっしゃると思うんですが、我々が全く知らない方を提案するわけですから、それは法律に基づいて、国の方針に基づいて、できるだけこういう教育行政を進めたいというペーパーでもいいので、所信表明を添付した上で次回からは提案してもらえたらと思います。

○議長（銘苅哲次）

事務局長。

○事務局長（仲間智紀）

分かりました。

今の瀬長議員の御質問に対してなんですが、一応、今後のこの任命、これは教育長だけでございますよね、今の瀬長議員の質問は。

③議員（瀬長宏）

はい。

○事務局長（仲間智紀）

分かりました。

そのような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより同意第2号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、同意第3号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第8、同意第3号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(仲間智紀)

同意第3号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について。

教育委員会教育委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めます。

氏名、金城満。

渡嘉敷村教育長。

任期は令和6年8月1日から令和9年3月31日まで。前教育委員の残任期間でございます。

令和6年7月31日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

上原一宏委員(前栗国村教育長)が令和6年5月2日付で辞職したことに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がございます。

これが、議案を提出する理由でございます。

次のページに略歴書をおつけしてございます。御覧になってください。

以上でございます。

○議長(銘苅哲次)

これで同意第3号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

討論なしと認めます。

これより同意第3号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長(銘苅哲次)

以上で本日の議案審査については終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定い

たしました。

◎閉会

○議長（銘苺哲次）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和6年第2回南部広域行政組合議会臨時会を閉会します。

（閉会時刻：15時42分）

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	錦 荊 哲 次
5 番	鳥 袋 裕 介
7 番	米 増 雄 二

浮舟
舟
舟
舟